

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年4月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第1号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収入の収納の委託)</p> <p>第9条の2 局の業務に係る収入の収納の事務を<u>私人に委託することがある。</u></p>	<p>(<u>公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託</u>)</p> <p>第9条の2 <u>管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する者に局の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務（以下「公金事務」という。）を委託することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により公金事務を委託する場合のうち、公金の収納の事務を委託する場合において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の5第1項各号列記以外の部分の規程に基づき管理者が定めるものは、地方自治法施行規則（昭和22年政令第16号）第12条の2の20各号に掲げるもの以外のものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により公金事務の委託を</u></p>

受けた者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第5項の規定に基づき、当該公金事務の一部について、地方自治法施行令第173条各号に規定する要件のいずれにも該当する者に委託することができる。

4 前項の規定により公金事務の委託を受けた者は、地方公営企業法第33条の2（昭和27年法律第292号）において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第6項の規定に基づき、当該公金事務の一部について、地方自治法施行令第173条各号に規定する要件のいずれにも該当する者に再委託することができる。

5 前項の規定により公金事務の委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。

2 前項の規定により局の業務に係る収入の収納の事務を私人に委託した場合は、その旨を公告する。

6 同条の規定により地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する者に公金事務を委託した場合は、その旨を公告する。

7 第35条から第37条まで及び第39条並びに第45条の規定は、第1項の規定により公金事務の委託を受けた者に必要な資金を交付し、支出事務の委託を行なう場合

(中略)

(収納の手続)

第29条

5 局の業務に係る収入の収納の事務の受託者は、その収納した収納金を出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関へ払い込まなければならない。

6 局の業務に係る収入の収納の事務の受託者は、前項の規定により、その収納した納入金を払い込む場合は、当該納入金の内容を示す計算書を作成し、所管の金銭収納員に提出しなければならない。

(中略)

第35条

3 金銭出納員は、必要があると認めた場合は、前2項の規定による資金前渡を職員以外の本市職員又は局の業務に係る収入の収納の事務の受託者に対しても行うことができる。

について準用する。

(中略)

(収納の手続)

第29条

5 局の業務に係る公金事務の受託者のうち、公金の徴収若しくは収納の事務の受託者は、その収納した収納金を出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関へ払い込まなければならない。

6 局の業務に係る公金事務の受託者のうち、公金の徴収若しくは収納の事務の受託者は、前項の規定により、その収納した納入金を払い込む場合は、当該納入金の内容を示す計算書を作成し、所管の金銭収納員に提出しなければならない。

(中略)

第35条

3 金銭出納員は、必要があると認めた場合は、前2項の規定による資金前渡を職員以外の本市職員又は局の業務に係る公金事務の受託者のうち、公金の徴収若しくは収納の事務の受託者に対しても行うことができる。

(中略)	(中略)
<u>(支出事務の委託)</u>	<u>(削除)</u>
<u>第 45 条の 2 第 35 条から第 37 条まで及び第 39 条並びに第 45 条の規定は、私人に必要な資金を交付して、支出事務の委託を行なう場合について準用する。</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)